(6)　(4)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第２条第１項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。	［新設］
(7)　(5)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び(4)①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを申込者が確認し、□にレ印を付けること。また、(4)④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、(5)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を発射することを妨げない。	［新設］
13　７の欄の添付図面の記載等は、次によること。	13　７の欄の添付図面の記載等は、次によること。
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　６の欄の(4)④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。	［新設］
［14　略］	［14　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現になされている法第三十八条の六第一項（法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）に基づく工事設計認証の求めについて、法第三十八条の五第一項で定める登録証明機関又は法第三十八条の三十一第二項に定める承認証明機関は、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号の様式にかかわらず、なお従前の様式により工事設計の審査を行うことができる。

○厚生労働省令第八十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十四条第五項及び第六項、第四十五条第一項並びに第四十七条並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、並びに中小企業退職金共済法を実施するため、中小企業退職金共済法施行規則及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中小企業退職金共済法施行規則及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（退職金の請求）	（退職金の請求）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　退職金の支給を受けるべき遺族又は相続人に同順位者が二人以上あるときは、退職金の請求は、退職金の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定め、その者によりしなければならない。ただし、機構が代理人一人を定めることができないやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。	３　退職金の支給を受けるべき遺族又は相続人に同順位者が二人以上あるときは、退職金の請求は、退職金の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定め、その者によりしなければならない。
４　（略）	４　（略）